9．メンテナンス上の注意事項

――――――危　　険――――――

☆ 点検時には必ず主電源及びエアー源を切って作業をお願いします。

――――――警　　告――――――

☆ 指定した以外の人は保守、点検、修理作業は行わないで下さい。
故障、感電、火災、ケガの原因になります。

☆ 万一、本機が動かなくなったり異常が発生した場合、直ちに当社へご連絡下さい。
当社の指示なしで本機の修理は絶対に行わないで下さい。

品質保証

このたびは、当社製品をご購入いただきまことにありがとうございます。
保証については下記の通りとさせていただきます。

保証期間

検収完了日より起算して１２ヶ月間、又は２０００時間とし
どちらか早い方といたします。

保証内容

保証期間中に、本機を構成する純正部品の材料、もしくは製造上の欠陥が現れ、当社が
これを認めた場合、無償修理いたします。

適用除外

保証期間中であっても、下記の場合には適用いたしません。

① 使用上、取扱い上の過失による故障、保管上・保安上の手入れ不十分が原因による故障。
② 当社以外の手によって修理がなされた場合。
③ 当社以外の手によって製品に改造・変更が加えられ、これが原因で発生した故障。
④ 天災によるもの
⑤ 消耗品
⑥ 日本国外においてご使用の場合。

又、本保証書は原契約のみ有効で、再販売されたものは保証できません。
アイセル株式会社は、本品の故障に基き生じた損害については保証できません。
本保証書に関するご要求は、故障発見後すみやかにアイセル株式会社へお寄せ下さい。

アフターサービス

アフターサービスについてのお問い合わせはアイセル株式会社へご連絡下さい。

１０．日常点検

―――――――警　　告―――――――

☆ 押釦スイッチ又はリミットスイッチ・センサー類は
確実に動作するか？

☆ ロール軸、コラム、フレーム、ワークテーブル、各カバーの
変形損傷は無いか？

☆ 油圧機器、油圧ホース、ポンプ、減速機から油漏れは無いか？

☆ 空気圧機器、空圧ホースから空気漏れは無いか？

☆ 油圧、空気圧の圧力変化は無いか？

☆ 油圧作動油の温度・量・色は正常か？

☆ 軸受け、モーター、ポンプ、減速機、他から異常音は無いか？

☆ 機内にスケール、工具等の異物が入っていないか？

☆ ボルトの緩みは無いか？

点検後、必要な場合はメンテナンスを行って下さい。

メンテナンス表

Ｂｓ－Ｂ５００

No	項　　目	仕　　様
No.1	主軸 グリスニップル	１ヶ月毎に適量給脂して下さい。 （リチウム石鹸基グリースNo.２） １ヶ月毎に点検、掃除して下さい。
No.2	サイドロール グリスニップル	
No.3	下ロール グリスニップル	
No.4	ギヤー各部	
No.5	サポートスライド部	１ヶ月毎に適量給脂して下さい。 （モリブデングリース）
No.6	吊装置ボールネジ グリスニップル	１ヶ月毎に適量給脂して下さい。 （リチウム石鹸基グリースNo.２） １ヶ月毎に点検、掃除して下さい。
No.7	コンロット グリスニップル	
No.8	トルカー グリスニップル	
No.9	スライダー スライド部	
No.10	減速機	初回５００時間で、２回目以降は２５００時間毎に 交換して下さい。ギヤーオイル（ISO VG220）
No.11	ファンクーラー	目詰まり等無いか確認してください。 汚れていれば掃除してください。
No.12	油圧タンク 作動油	始業前に油量の確認をして下さい。 １年毎に交換して下さい。（ISO VG32 2401）
No.13	機械本体の レベリングボルト	本体設置時、１年毎にレベル出しを行って下さい。
No.14	各部のボルト	６ヶ月毎に増し締めを行って下さい。
No.15	電気関係	１年毎に端子の増し締め、リミットスイッチの 作動チェックを行って下さい。